

1 地域脱炭素化促進事業の促進区域等について

市では、令和 4 年度に本市の脱炭素に係る目標(温室効果ガスを 2030 年度に 46%削減、2050 年度にカーボンニュートラル)を定めた「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)」の目的を達成するための地域脱炭素化を促進する事業として別途「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(地域脱炭素化促進事業編)」(案)の策定を進めています。

この地域脱炭素化促進事業編は、改正温対法で市町村に対し努力義務とした「(1) 地域脱炭素化促進事業」の内容を定めるとともに、脱炭素化を進めるうえで必要となる「(2) 本市の目標達成に向け優先して取り組むべき事業」及び「(3) 地域脱炭素の施策の実現に向けた事業者等との連携」についても定めることとします。

1.1 地域脱炭素化促進事業とは

令和 3 年度に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、改正温対法という)」の第 21 条第 4 項の規定により、市町村は、地域の地球温暖化対策に係る計画の策定において、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める際に、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることとされています(努力義務)。

地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

なお、地域脱炭素化促進施設とは、太陽光、風力、その他の再エネであって、地域の自然的社会的条件に応じたものの利用による地域の脱炭素化のための施設であり、「再生可能エネルギー発電施設」と「再生可能エネルギー熱供給施設」に分類されます。

地域脱炭素化促進事業の策定及び促進に当たっては、再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、自ら取組を実施するとともに、事業者から申請された市の実行計画に適合する事業計画の認定により官民一体となった取組が可能とされています。

表 1 全体の構成

項目	
1	地域脱炭素化促進事業とは
2	促進区域とは
	促進区域の設定に関する基準について
3	地域脱炭素化促進事業に関する事項
	地域脱炭素化促進事業の促進区域
	地域脱炭素化促進施設の種別及び規模
	地域脱炭素化促進事業の目標
	地域の脱炭素化のための取組
	地域の環境の保全のための取組
	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
4	地方公共団体実行計画協議会の設置
5	地域脱炭素化促進事業計画の認定
6	農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

※着色部分が今回の報告対象

1.2 促進区域とは

地域脱炭素化促進事業の対象なる区域（以下、「促進区域」という。）は、再生可能エネルギー設備の設置に適した場所として選定した土地等のことで、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県が定める環境配慮基準に基づき、市町村が設定する区域です。この促進区域内で実施される地域脱炭素化促進事業が特例（関係許可等手続のワンストップ化や、配慮書手続の省略等）の対象となります。

促進区域の設定については、広域で検討する「広域的ゾーニング型」が理想的ですが、短期・中期的な再生可能エネルギー導入の観点から、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「公有地・公共施設」や「地区・街区単位」の洗い出しから始め、段階的に取り組み、より早期に促進区域を抽出し、積極的に再生可能エネルギーの導入を図ることも求められています。*

出典及び参考）※：「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第3版）」（2023年3月 環境省 地域政策課）

1.3 促進区域の設定に関する基準について（案）

「改正温対法」第21条第6項において規定される「促進区域設定に係る環境省令（施行規則第5条の2）」において、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき国の基準が定められています。また、都道府県でも「改正温対法」第21条第7項において規定される「都道府県基準の定め方を示す環境省令（施行規則第5条の3～6）」において、促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めるものとされています。

さらに、「改正温対法」第21条第6項には、都道府県基準が促進区域の設定に関する基準を定めた場合、市町村はこの基準に基づき促進区域を定めるものとされています。従って、本市が促進区域を設定する際には、国の基準と神奈川県基準（以下、県の基準）を遵守する必要があります。

加えて、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和5年3月 環境省）（以下、「促進事業編マニュアル」という）には、以下が示されています。

- ・市町村が促進区域を設定するに当たっては、国の基準や県の基準に定める事項以外に、①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項や、②社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して、促進区域を設定することが肝要である。

「促進事業編マニュアル」では、上記の（考慮すべき事項の）事例も示されていることから、これを参考に市の基準を定めます。

国の基準、県の基準、市の基準と促進区域の関係を図1、一覧を表2に示します。

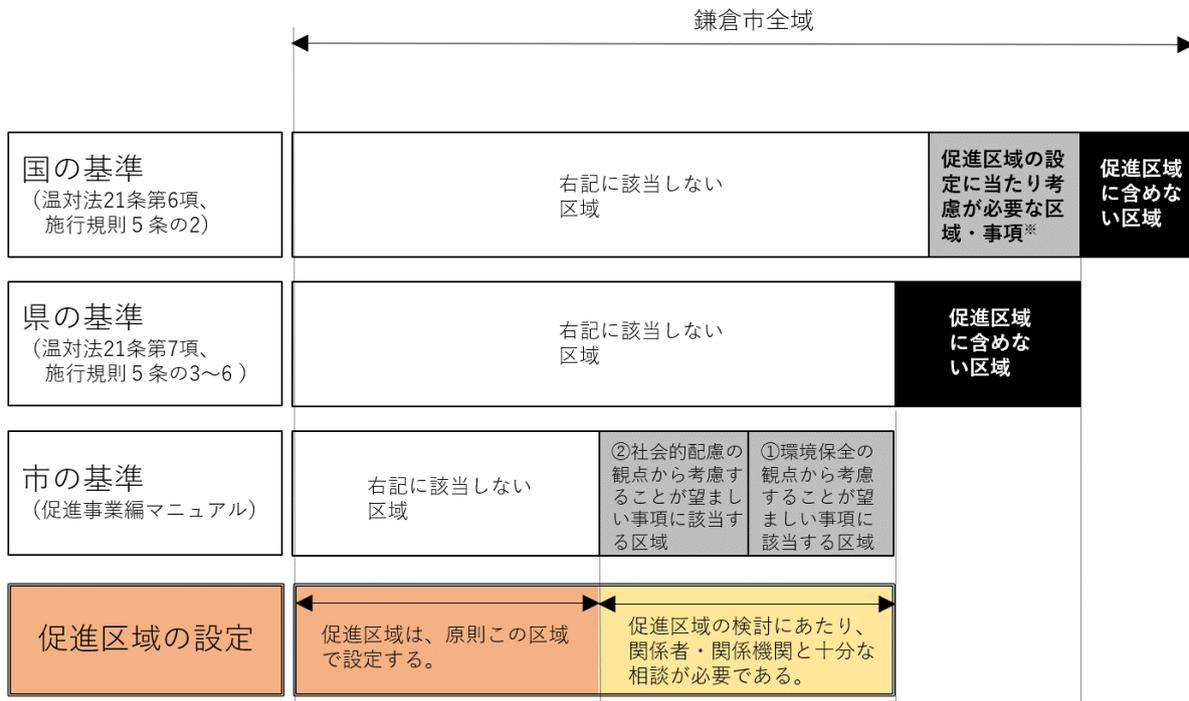


図1 国の基準、県の基準、市の基準と促進区域の関係

表 2 国の基準、県の基準、市の基準と促進区域の関係

分類		区域・事項	
国の基準 ※1	促進区域に 含めない区 域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法の原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区 ・国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法の国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法の生息地等保護区のうち管理地区 	
	促進区域の 設定に当 たり考 慮が必 要な区 域・事 項	区域	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園又は国定公園の地域であって、促進区域に含めない区域以外のもの
			<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法第39条第1項に基づく監視地区
			<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
			<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
			<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
		<ul style="list-style-type: none"> ・森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。） 	
事項	<ul style="list-style-type: none"> ・種の保存法第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音その他の生活環境への支障 		
県の基準 (案) ※2 (太陽光 発電設 備の み)	促進区域に 含めない区 域	保安林又は保安施設地区に指定された区域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法第25条及び第25条の2に規定する保安林 ・同法第41条に規定する保安施設地区
		自然公園区域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域
		自然環境保全地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域又は自然環境保全条例第2条に規定する自然環境保全地域
		鳥獣保護区内特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する鳥獣保護区内の特別保護地区
		近郊緑地保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域
		特別緑地保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
		史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法第109条第1項又は神奈川県文化財保護条例第31条第1項に基づく史跡、名勝又は天然記念物
		歴史的風土保存区域	<ul style="list-style-type: none"> ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域
		農用地区域	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域

分類	区域・事項	
市の基準 ※3	① 環境保全	世界自然遺産（世界遺産条約）
	の観点から	ラムサール条約湿地（ラムサール条約）
	考慮すること	国指定鳥獣保護区<環境省令で定める特別保護地区を除く>（鳥獣保護管理法）
	が望ましい	レッドリスト掲載種
	事項	生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）
		生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）
		生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）
		自然再生の対象となる区域
		保護林、緑の回廊（国有林野）
		史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）
		風致地区（都市計画法）
		特別緑地保全地区（都市緑地法）
		歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）
		近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）
		環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）
		保全配慮地区
		緑地保全契約
		市民緑地
		② 社会的配慮
		の観点から
		考慮することが望ましい
		事項
		河川区域（河川法）
		土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）
		保安林のうち航行目標保安林（森林法）
		保安林予定森林等（森林法）
		世界文化遺産（世界遺産条約）
	優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再エネ法）	
	港湾（港湾法）	
	航空施設（航空法）	
	気象レーダー	
	防衛施設	
	文化財<史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの>（文化財保護法）	
	社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）	

注) ※1：国の基準は「促進事業編マニュアル」における「国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）」から引用した。

※2：県の基準（案）は、「神奈川県地球温暖化対策計画改定素案」（2023（令和5年）10月 神奈川県）から引用した。

※3：市の基準は「促進事業編マニュアル」における「その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全の観点から配慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項）」の例示からの引用に加え、本市が必要と考えたものを加えた。（着色部分）

1.4 地域脱炭素化促進事業の促進区域（案）

1.4.1 促進区域（案）の設定

促進区域は、「促進事業編マニュアル」において、可能な限り広域でのゾーニングを行う、「1) 広域的ゾーニング型」が最も理想的とされています。その他にも、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「2) 公有地・公共施設型」や特定のエリアを促進区域とする「3) 地区・街区単位型」、事業者、住民等による提案を受け個々のプロジェクト予定地を促進区域として設定する「4) 事業提案型」も示されています。

本市においては、このうち、当面の地域脱炭素化促進事業の実現性から、「2) 公有地・公共施設型」を採用し、市が所有する公共施設を促進区域（案）として設定します。

なお、令和4年度（2022年度）においては、市所有の公共施設の他、国・県有施設や大規模事業所等を「促進区域になり得る区域・施設」として検討を進めていました。しかしながら、①事業者へのヒアリング等を実施した中でも、市への促進区域に係る要請が無く、現時点で市有施設以外の範囲について協議等手続き等を行って対象範囲を広げる緊急性が低いこと、②促進区域は今後必要に応じて追加設定できること、③他の自治体の地域脱炭素化促進事業が公表されはじめ、その内容を見ると当該自治体の公共施設のみを指定し、実現可能な取組から早期に実施するものが主流となっていること、等から、現時点では市所有施設を対象とした「2) 公有地・公共施設型」として設定を行おうとするものです。

ただし、市民や事業者等から提案があれば、段階的に、促進区域の拡大を図っていく予定です。

○促進区域（案）

・市が所有する公共施設（ただし、表3の区域・事項は除く）

注）促進区域外であっても、事業提案型等で促進区域の提案が行われた場合は、個別に区域としての設定を検討する。

表 3 本市において促進区域（案）に含めない区域・事項

番号	区域・事項
1	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
2	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
3	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林（同法第 25 条第 1 項第 9 号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）
4	首都圏近郊緑地保全法第 3 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
5	都市緑地法第 12 条第 1 項に規定する特別緑地保全地区
6	文化財保護法第 109 条第 1 項又は神奈川県文化財保護条例第 31 条第 1 項に基づく史跡、名勝又は天然記念物
7	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 4 条第 1 項に規定する歴史的風土保存区域
8	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域

注) 本表は、表 2 から現時点で鎌倉市内で対象となる区域・事項があるものを抽出した。
 このため表 2 の区域・事項に変更があった場合に、適宜見直しが必要である。
 例えば、将来的に、種の保存法第 4 条第 3 項に基づく国内希少野生動植物種が、市内で発見された場合は、その生息地域を除く等の対応が必要となる。

なお、前項表 2 において「考慮することが望ましい」とされた区域・事項内に市が所有する公共施設を促進区域に含めるか否かについては、個別に判断するものとします。

1.4.2 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（案）

1) 種類及び規模（案）の設定

地域脱炭素化促進施設の種類は、太陽光発電設備としました。太陽光発電設備は、本市域での再エネ導入ポテンシャルが大きいことや、導入にあたり技術等の課題が少なく、現時点から 2030 年度に向けた導入を見込むことができるためです。

なお、規模については検討中です。

○地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（案）

- ・ 種類：太陽光発電設備
- ・ 規模：検討中

1.5 地域脱炭素化促進事業の目標（案）

地域脱炭素化促進事業の目標は、地方公共団体実行計画（「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）」）で定めた目標「鎌倉市域における令和12年度(2030年度)の二酸化炭素排出量を、平成25年度(2013年度)に比べ46%削減」の達成に向け、本市が率先することを前提に、表4のとおり「2030年度には設置可能な市が所有する公共施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」と設定します。

目標設定にあたっては、本市内での実現可能性と再エネ導入ポテンシャルを重視し、当面の間は、「1.4.1 地域脱炭素化促進事業の促進区域（案）」及び「1.4.2 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（案）」に記載のとおり、促進区域を市が所有する公共施設、地域脱炭素化促進施設を太陽光発電としました。

今後、必要に応じ、公共施設以外を促進区域に加えること、他の再エネ種を地域脱炭素化促進施設に加えること等の段階的な拡充を検討していきます。

表 4 地域脱炭素化促進事業の目標（案）

項目	内容
目標	<p><u>2030年度には設置可能な市が所有する公共施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。</u></p> <p><u>ただし、「その性質上適しない場合」を除き「太陽光発電設備の設置可能性の検討」のうえ、設置可能な建築物への導入とする。</u></p> <p>「その性質上適しない場合」と「太陽光発電設備の設置可能性の検討」については、表5参照のこと。</p>

表 5 その性質上適しない場合、太陽光発電の設置可能性の検討について

項目		具体例・事項
その性質上適しない場合	設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合	早期の売却を予定している土地
		当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合
太陽光発電設備の設置可能性の検討	設置を検討する際に、考慮すべき事項	設置可能な面積
		日射条件
		屋上を避難場所としているなど他の用途との調整
		設備のメンテナンススペース
		建築物の今後の存続期間
		構造体の耐震性能、荷重条件等
		その他の災害リスクや景観保全上の配慮

注) 本表は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月 地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を元に作成した。

なお、この地域脱炭素化促進事業の目標は、表6に示すとおり、政府の計画と整合するよう設定しています。

表 6 政府の計画との整合性について

項目	内容
政府の計画との整合について	<ul style="list-style-type: none"> ・目標は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」(令和3年10月 地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を元に作成した。 ・「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議決定)において、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」とされている。 ・「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」(令和3年10月22日 閣議決定)において、「2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。」とされている。